

公益社団法人 山梨県看護協会 一般事業主行動計画

職員が仕事と子育てや介護を両立させることができ、また全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和5年4月1日～令和7年3月31日までの 2年間
2. 内容

目標1：育児・介護休業制度について職員への周知と利用の促進を図る。

<対策>

- 令和5年4月～育児・介護休業規程の内容について職員への周知
- 令和5年4月～管理職に対する次世代育成対策推進法及び女性活躍推進法の趣旨説明

目標2：年次有給休暇の取得日数を、常勤職員1人当たり平均年間10日以上とし、その他の職員も付与日数の50%以上とする。

<対策>

- 令和5年4月～年次有給休暇の取得状況を把握する。
- 令和5年4月～計画的な取得に向けた管理職研修を計画期間中に2回以上行う。
- 令和5年4月～各部署において年次有給休暇の計画的な取得を行う。